

# 新 知 故 温

静岡県立中央図書館所蔵の貴重書紹介 (31) 平成 13 年 9 月 15 日

明治初年の法律書 (その 4)

## 啓蒙思想家津田真道と『泰西国法論』(K084/11)

津田真道(文政 12(1829)～明治 36(1903)。真一郎から改名)が西周とともに留学したオランダで聴講した国法学について翻訳したのが、この『泰西国法論』です。

津田真道は、美作国(岡山県)津山藩士の子に生まれました。幼時から、漢学、兵学を学びますが、後に家督を弟に譲り江戸に遊学します。その江戸で、箕作阮甫や伊東玄朴に蘭学を、佐久間象山に兵学を学ぶこととなります。また、幕臣勝海舟や大久保一翁に知己を得て、安政 4 (1857)年、蕃書調所教授手伝並となります。その後文久 2 (1862)年に西周とともに幕命でオランダに留学します。そしてライデン大学フィセリング教授から受けた講義を、慶応元年 12 月(1866 年 2 月)に帰国後、分担して翻訳することとなります。

西は自然法『性法説約』(西の弟子神田孝平による『性法略』もあります。)と国際法『万国公法』を、津田は国法学『泰西国法論』、統計学『表記提綱』、そして経済学(翻訳未刊)を分担しました。『泰西国法論』は、慶応 2 年(1866)年 5 月から翻訳に着手し、9 月には將軍に進献されました。当時、津田は開成所教授職についており、その後この進献本に改訂を加えて慶応 4(1868)年に開成所から 4 巻本として刊行します。当館の所蔵本『泰西国法論』(K084/11)は、この刊本のひとつと考えられます。開成所は新政府の管轄に移り、大学管下の開成学校、大学南校、その後大学は文部省となります。それに伴って、本書の著作権も引き継がれたので、開成学校版、文部省版の 2 種があります。また、明治 8、9 年から 10 年代初めには、数種類の民間版が刊行されました。

津田は書名に「国法」という訳語を使っています。ここでいう「国法」とは、単なる国家の法一般という意味ではなく、法全体のうち国際法、私法、民事訴訟法を除いた憲法、行政法、刑法などの特定の領域を意味しています。「国法(学)」の用語をこのように用いたのは、日本の法学史上、津田が初めてであるといわれます。

第 1 巻は「凡例」「緒言」「国法論の総旨」6 篇 146 章、第 2 巻は「国家並に其国住民双方の権義」8 篇 146 章、第 3 巻は「各種の政体」8 篇 123 章、第 4 巻は「見今定律国法の大旨」9 篇 98 章からなっています。それぞれ国家主権と権力分立(第 1 巻)、国民の定義とその権利義務(第 2 巻)、さまざまな統治体制(第 3 巻)、憲法における国民の権利義務や統治体制の具体的規定(第 4 巻)について、説明しています。各章は数行で、法律の条文のような短い説明です。また、第 1 巻の「凡例」は、法学の歴史や体系(公法・私法・国際法)を略述しており、日本人が書いた最初の西洋近代法学通論といえます。

(参考文献)

『泰西国法論』の扉

『津田真道』大久保利謙編(289.1/ツ)

『明治文化全集 第 8 巻 法律篇』吉野作造編(081.06/100)

「国法学の内容について」刑部 莊(『東京帝国大学学術大観 法学部 経済学部』)

(K177/228)

『津田真道全集(上・下)』大久保利謙(他)編(081.6/ツ)